

別紙

【債務負担行為に係る工事以外の場合】

特 約 条 項

1 中間前金払を適用する。

この場合において、第38条の規定は、予算の繰越に係る工事における年度末の出来高に対する部分払についてのみ適用することができる。

なお、この場合の部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 \times {9/10 - (前払金額/請負代金額)} - 中間前払金額

2 部分払を適用する。

この場合において、第35条の規定は適用しない。

(注) 契約の締結にあたっては、上記2つの条項のうち、受注者が選択しないものを2本線により削除すること。

本特約による選択は、工事の施工期間中において、いかなる場合においても変更又は取り消すことができない。